また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　山岸　澄雄
　生　年　月　日　昭和四十六年三月十八日
　旅券申請上　京都府京都市中京区
　の住所
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＨ九五三七二四一
　発行年月日　二〇〇九年七月八日
　旅券名義人　山岸　澄雄
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、京都地方裁判所から、賭博開張図利の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。
　よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年二月十四日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年三月七日　午後二時から
三　場所　真岡商工会議所　第一中会議室（栃木県真岡市荒町一二〇三番地）
四　事案の要旨
　1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
　2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び日本瓦斯株式会社真岡営業所（栃木県真岡市下高間木二丁目八番地二）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「日本瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年二月二十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
　　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「日本瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年二月二十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
　　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）
　（郵便番号）
　住　所
　（電話番号）
　職　業

日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月十日（金）

○１般案件（抜粋）

一、道州制特別区域基本方針の一部変更について（決定）(内閣官房)

二月十日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について（決定）(消費者庁)

○法律案

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）(内閣官房・内閣府本府・財務省)

一、福島復興再生特別措置法案（決定）(内閣官房・内閣府本府・財務・農林水産・国土交通省)

一、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（決定）(内閣府本府・総務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省)

一、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（決定）(内閣府本府・外務・財務・防衛省)

一、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（決定）(厚生労働・総務・財務・文部科学・農林水産省)

一、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）(経済産業・財務省)

一、経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（決定）(経済産業・財務・厚生労働・農林水産省)

一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（決定）(防衛省)

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市北区大淀中一丁目１番88号**日本合成化学工業株式会社**の工場財団に大垣市神田町二丁目35番地日本合成化学工業株式会社大垣工場、熊本県宇土市築籠町字道下221番１日本合成化学工業株式会社熊本工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年２月14日

岐阜地方法務局大垣支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年２月６日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年２月14日

横浜地方法務局長　神尾　衛

記

氏名　大菅愼二郎
所属する司法書士会　神奈川県司法書士会
登録番号　神奈川第961号
事務所の所在地　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目34番26―808号ニックハイム鶴見千代田ビル８Ｆ
違反行為　不当誘致行為等